

平成22年(行コ)第300号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 嶋津暉之 外17名

被控訴人 埼玉県知事 外 4名

準備書面(8)

平成26年4月22日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



被控訴人らは、従来の主張を整理して、弁論を準備する。

なお、被控訴人らの従来の主張の整理に当たっては、敢えてこれを再掲したところ、あるいはこれを要約的に述べたところもあるが、基本的には、繰り返しを避け、被控訴人ら準備書面及び原審における被告ら最終準備書面（以下「被告最終準備書面」という。）の該当箇所を指摘するにとどめることにした。

また、略語等は特に本書面において読み替えるもののほか、被控訴人ら準備書面の従前の例による。

I はじめに

1 控訴の趣旨2（怠る事実の違法確認請求）が不適法であること

控訴人らは、被控訴人埼玉県公営企業管理者（以下「被控訴人企業管理者」という。）が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行

使を怠る事実が違法であることの確認を求めている。しかし、八ッ場ダム使用権設定申請（以下「本件申請」という。）は、ダム使用権設定という処分を受ける権限を有する被控訴人埼玉県知事（以下「被控訴人知事」という。）が、埼玉県を代表して行っており、被控訴人企業管理者は本件申請を行う権限を何ら有しておらず、当然に、本件申請を取り下げる権限を有しない。

よって、被控訴人企業管理者は地方自治法第242条の2第1項第3号の請求に係る被控訴人適格を有しないから、不適法な訴えであり、直ちに却下されるべきである。

なお、上記主張は、被控訴人ら準備書面（1）で詳述しており（23頁から24頁まで），原判決においても、被控訴人企業管理者には本件申請を取り下げる権限は属さないと判示され、却下の判断が下されているものである。

また、八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げないことは、地方自治法第242条第1項の「財産の管理を怠る事実」に該当しないから、被控訴人企業管理者が国土交通大臣に対し、ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認を求める訴えは、この点からも不適法であり、却下されるべきものである。

2 本件控訴は、住民訴訟制度の趣旨に反するものであること

本訴は、国土交通省が群馬県吾妻郡長野原町に建設を進めている本件ダムについて、以下のことを求める訴訟である。

- ① 被控訴人企業管理者が行う特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）第7条に基づく建設費負担金（以下「建設費負担金」という。）、水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金（以下「水特法負担金」という。）を支出することの差止め
- ② 被控訴人企業管理者が、国土交通大臣に対し本件ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認
- ③ 被控訴人知事は、次の各負担金及び繰出金の支出をしてはならないこと

- ・河川法63条に基づく受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）
 - ・財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金（以下「事業経費負担金」という。）
 - ・一般会計からの埼玉県水道用水供給事業会計に対する繰出金
- ④ 既に支出された上記相当額について、被控訴人埼玉県県土整備部河川砂防課長、被控訴人埼玉県企画財政部土地水政策課長及び被控訴人埼玉県企画財政部財政課長は埼玉県知事である上田清司個人に対して、被控訴人企業管理者は埼玉県公営企業管理者であった田村健司（当時）個人に対して、それぞれ損害賠償請求をすべきこと

しかしながら、控訴人らの主張の実質は、埼玉県の支出の適否の問題ではなく、国が行った「利根川水系工事実施基本計画」、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」その他基本計画等の不当をいうものであり、ひいては住民訴訟の形を借りて、国が各計画に基づいて実施する本件ダムの建設の政治的判断の不当を言い、その差止めを企図したものである。

よって、控訴人らの主張は住民訴訟制度の目的を逸脱するものであり、本件訴えそのものが全体として失当である。

また、上記①ないし④の個別の請求について見ても、②の請求は1で主張したとおり不適法な訴えとして却下されるべきであり、①、③及び④の請求は建設費負担金、受益者負担金、水特法負担金、事業経費負担金及び一般会計繰出金の本件各負担金等の支出が適法であるため、理由のないものとして棄却されるべきであることは、被控訴人らが既に論を尽くして主張したとおりである。

（被控訴人ら準備書面（1）25頁から34頁まで、被告ら最終準備書面12頁から23頁まで）

なお、原審の口頭弁論終結後の平成24年6月28日に③の「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」は内閣府から公益認定を受け、同年7月2日に「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」に移行して設立された（乙第187-1号証及び同第187-2号証）ため、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」は、「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（平成24年7月2日より前は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金）」である。

3 原判決に誤りがあるとする主張について

控訴人らは、①近時の主な最高裁判例を挙げて、裁量逸脱の有無の司法審査の判断基準を示し、本件ダム事業の具体的考慮要素等に照らすと原判決には誤りがあり、被控訴人らが建設費用を負担することは、裁量逸脱または濫用があること（控訴理由書21頁から29頁まで）、②受益者負担金の支出の違法性の判断に当たっても、原判決が、1日校長事件とは事案を異にするにもかかわらず当該事件最高裁判決を援用したこと、地方財政法第25条の適用を否定したことなど判断の枠組に誤りがあること（控訴理由書59頁から72頁まで）を縷々主張する。

さらに、控訴人らは、控訴人準備書面（2）、控訴人準備書面（14）、2014（平成26）年1月21日付け審理開始にあたっての意見などにおいても、同様に原判決に誤りがある旨の主張を縷々述べる。

しかしながら、①については、本件では、原判決の指摘するとおり、いわゆる「1日校長事件」についての最高裁判決が示した判断枠組が適用されるべきであり、控訴人らの主張は、いずれも独自の見解であって失当であるほか、控訴人らの主張には理由がない。

控訴人らは、1日校長事件について、これは地方公共団体の複数の執行機関への間の権限配分が尊重されるべき場合にのみ適用されるもので、その前提を欠く本件にまで無原則に拡張した点において、判例の解釈を誤るものであるとともに、地方自治法が定める住民訴訟の要件を不当に制限するものである、と主張する。しかしながら、このような限定解釈をする必要もないし、むしろ誤りである。地方公共団体においては執行機関複数制が採用されているが、これとても、最終的には長に統轄代表権が認められている（地方自治法138条の3②「普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」、同③「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならぬ。」）。

ならない。」、地方自治法第147条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」）。このような地方公共団体の長に統轄代表権のある、地方公共団体内部の行政機関相互の間においても、独立した行政機関の権限を尊重すべきとしたものであり、まして、国や他の地方公共団体以外の行政機関の権限を尊重すべきことはいうまでもないことである。独立の権限を有する他の行政機関の固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、自ずからそこに制約が存するものと解されるのである。すなわち、独立の権限を有する他の機関とは、国を含む他の権限のある全ての行政機関を意味することは明らかであり、それぞれの行政権限を尊重すべきことはもちろんであり、当該原因行為が著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、これを尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を執るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解すべきである。

また、住民訴訟の要件を不当に制限する、との点についても、そのような要件を住民訴訟において示したのが1日校長事件における最高裁判決であるので、控訴人らの主張自体失当である。

このことは、被控訴人ら準備書面（1）3頁ないし5頁で主張したとおりであり、本件に適用される1日校長事件最高裁判決の判断基準に照らせば、利水を目的として埼玉県が本件ダムの建設費用を負担することに何ら違法性がないことは明らかである。

また、②については、被控訴人ら準備書面（1）29頁から30頁で主張したとおり被控訴人らの受益者負担金の支出について誤りはないこと、そもそも本件計画は国の計画事業であり、被控訴人らは本件計画の違法性について審査する権限を有しないこと、本件訴えには1日校長事件最高裁判決の判断基準が適用されることから、原判決は正当であり、控訴人らの主張は全て失当である。なお、控訴人らの主張が失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）21頁から22頁において詳述したところである。

さらに、本件訴えに、地方財政法第25条の適用がないことについては、被控訴人ら準備書面（1）34頁から35頁で主張したとおり、建設費負担金及び受益者負担金は、地方財政法第25条第1項の「法令に定めるところ」に従って、国が本件ダム建設に使用するものであり、それ以外に使用されるものではないから、地方財政法第25条第3項の規定が、本件ダム建設に使われている本件負担金に適用される余地はない。また、同条同項は、国土交通大臣の納付通知のような國の地方公共団体に対する公定力のある行為について、それに重大かつ明白な瑕疵が存しないにもかかわらず、地方公共団体の一方的判断でその公定力を無視して従わないことができるということを規定したものでもない。したがって、地方財政法第25条の適用がないとした原判決に誤りはなく、控訴人らの主張は全て失当である。

そもそも、総じて控訴人らが主張する原判決に誤りがある旨の主張は、まさしく控訴人らの独自の見解・解釈という外ではなく、本来認否・反論の必要を何ら認めないものである。

4 本件各負担金等の支出が適法であることについて

① 建設費負担金

控訴人らは、建設費負担金の支出について、控訴理由書で「ダム使用権設定予定者たる地位の維持が、それに伴う負担金支出の継続を上回る利益を水道事業にもたらさないことは明白であるから、利水負担金の支出は、利水の目的を達成する為の必要且つ最少の限度の支出とは言えず、誠実執行義務にも反するものであり、違法である」（控訴理由書20頁）とし、「端的に、埼玉県の利水上の利益の有無のみが、建設費負担金の支出が違法か否かの判断基準となるのである」（控訴理由書19頁）と主張する。そして、原判決の裁量逸脱の有無の司法審査の基準は誤りであり、行政裁量の逸脱濫用にかかる判例を示し、本件においても、これらの判例が示す判断基準に則った審査がされれば、被控訴人らの裁量権逸脱の

違法が明らかになると主張する。

しかしながら、控訴人らの主張はあまりにも暴論に過ぎ、建設費負担金に関する財務会計法規上の義務違反は何もないであるから、控訴人らの主張は失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）（25頁から28頁まで）及び被告最終準備書面（15頁から18頁まで）で主張したとおりである。

また、埼玉県にとって利益をもたらすものであることは、後述のとおり明らかである。

② 受益者負担金

控訴人らは、控訴理由書（60頁から63頁まで）で、受益者負担金（河川法負担金）について、①埼玉県が本件ダムによって「著しく利益を受ける」ことがないのであれば、国土交通大臣の納付通知があっても、その納付命令は違法、無効であり、埼玉県には、違法無効な納付命令に従う義務はなく、かかる違法無効な納付命令に基づき負担金を支出することは、財務会計法規上の義務に違反した違法な行為となる、②河川法に基づくダムは、同法第3条第2項に定める河川管理施設としての客観的効用としての性状と機能を備えている必要があり、それを欠く場合は、ダムによって埼玉県が「著しく利益を受けること」はありえないから、埼玉県が受益者負担金を支出することは違法な支出となる、③本件ダム建設計画自体に、治水対策上の合理性が認められることが必要であり、司法審査の結果、上記合理性が認められないのであれば、当該計画に基づく国土交通大臣の納付通知は違法であるから、かかる違法な納付通知に基づく、埼玉県の受益者負担金も違法との評価を免れない、④環境保護法令に違反した違法な本件ダム建設事業に、埼玉県が公金を支出することは違法であると主張する。

そして、原判決は、上述した4点を違法性の判断基準としておらず、判断脱漏、具体的な判断を欠くという点で誤りであると主張する。

しかしながら、上記控訴人らの主張が、本件ダムは国が管理する河川に國自ら建設するものであることを意図的に無視したものであり、住民訴訟の目的を逸脱

したものであることは、前記で既に述べたとおりである。また、控訴人主張の①～④までの内容についても既に被控訴人らが主張・立証してきたように、本件ダムは客観的効用を有し、埼玉県にとって著しく利益を受けるものであること、治水対策上も有用性があること、環境保護法例に違反していないことは言うまでもない。

受益者負担金の支出について、被控訴人らには何ら財務会計法規上の義務違反ではなく、控訴人らの主張が失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）（28頁から30頁まで）及び被告最終準備書面（18頁から21頁まで）で主張したとおりである。

③ 水特法負担金及び事業経費負担金

控訴人らは、水特法負担金及び事業経費負担金の支出について、①本件ダムは水特法上のダムではあるが、埼玉県は、本件ダムにより利水上も治水上も利益を受けるものではないから、埼玉県が負担金の支出を内容とする合意を締結することは民法第90条の公序良俗に反し、若しくは、埼玉県にとって必要のない事業であることを合意当事者がいずれも認識した上で行った民法第93条の心裡留保に基づくものであって、いずれも無効である、②水源地域整備事業に関する平成8年の基本協定は無効であるが、仮に無効でないとしても、本件ダムによる受益の事実が客観的に存在しないにもかかわらず、被控訴人知事が、協定が許容している年度毎の協議拒否権行使しないまま、漫然と協定上の負担金を支出することは違法と評価されると主張する（控訴理由書184頁及び185頁）。

しかしながら、控訴人らの合意や協定が公序良俗に反するとか心裡留保にあたるなどの主張は、主張自体失当であるほか、水特法負担金及び事業経費負担金の支出が違法になることはあり得ないことは、被控訴人ら準備書面（1）（30頁から33頁まで）及び被告最終準備書面（21頁から23頁まで）で主張したとおりである。

④ 一般会計繰出金

控訴人らは、地方公営企業法第17条の2は、地方公営企業の独立採算制度をうたつたものであり、同条第1項が許容する以外の繰出金の支出を禁止しているところ、同法第18条の2は、一般会計から特別会計への長期貸付けを許容しているが、違法な目的に支出する原資とするための貸付けや、貸付金がそれによって手当てした水利権に見合う事業収入によって回収できる見込みを伴わない場合には、同法の趣旨を逸脱する違法な公金の支出と評価されるべきものであると主張する（控訴理由書186頁）。

しかしながら、その主張は適用すべき法条を誤ったものであり、主張自体失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）（33頁から34頁まで）で主張したとおりである。

⑤ 本件訴えに、地方財政法第25条の適用がないことについて

控訴人らは、地方財政法第1条で規定する趣旨から、国が法令に違反して、地方公共団体に対して、負担金を求めた場合には、当然、地方公共団体は地方財政の健全性を確保するために、国に対して、法令違反の負担金の支出を拒否できることは明らかであり、本件受益者負担金について、埼玉県が本件ダムによって「著しく利益を受ける」こととなるか否か等について、何ら判断せず、地方財政法第25条の適用がないとした原判決は、判断に誤りがあることは明らかである、と主張する。

（控訴理由書63頁）。

しかし、控訴人らの地方財政法第25条に係る違法の主張は全て失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）（34頁から35頁まで）で主張したとおりである。

⑥ 本件ダムの有用性について

さらに、控訴人らは、上記各支出が違法であることの理由として、都市用水の水源を確保する必要がなく、治水上も本件ダムを建設する必要がないと主張する。（控訴理由書35頁）

しかし、この控訴人らの主張は、ダムを不要とすることによって維持される景観

の価値のため、場合によっては渇水の際に住民が被る一定の不利益や被害は受忍すべきであるという特定の価値判断に基づくものである。客観的な根拠に基づいて、埼玉県は、本件ダムについてダム使用権の設定予定者となったものであり、控訴入らの価値判断は、本件ダムの建設計画や水源地域の指定に客観的な重大かつ明白な瑕疵があることを根拠づけるものでもなく、控訴入らの主張は失当であることは、被控訴入ら準備書面（1）（35頁から37頁まで）で主張したとおりである。

II 利水関係について

第1部 建設費負担金（利水負担金について）（控訴理由書18頁）

1 ダム使用権設定申請を取り下げる権利について

控訴入らは、特ダム法第12条が予定しているダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使は、申請者側においていつでも、設定申請を取り下げて負担金の支出を免れることができると主張する。（控訴理由書18頁）

しかし、ダム使用権設定申請を設定予定者が自由に取り下げる権利を定めるものではないこと、また、実質的にそもそも取り下げる必要もないこと、すなわち埼玉県にとって八ッ場ダムは必要なものであることは既に繰り返し述べたところであり、控訴入らの主張が失当であることは、被控訴入ら準備書面（1）の1頁から2頁まで及び準備書面（5）の1頁から2頁までで主張したとおりである。

2 大臣納付通知に従う義務について

控訴入らは、被控訴人企業管理者は、利水の必要性の有無にかかわらずダム使用権設定申請をしている以上、大臣の納付通知に従う義務があるとの原判決の判断を誤りだと主張する。

しかし、その主張に理由がないことは、被控訴入ら準備書面（1）の2頁で主張したとおりである。

3 地方財政法、地方自治法等の規定違反が財務会計法規違反となることについて (控訴理由書 20 頁)

控訴人らは、利水負担金の支出は、利水の目的を達成するための必要かつ最小限度の支出とは言えず、地方自治法第 138 条の 2 に規定する誠実執行義務にも反し違法であると主張する。

しかし、控訴人らの主張が失当であり、その主張に理由がないことは被控訴人ら準備書面（1）の 3 頁で主張したとおりである。

4 負担金支出行為の違法性の具体的判断基準について（控訴理由書 20 頁）

控訴人らは、裁量逸脱の有無の司法審査の基準や、本件の場合の判断基準や具体的考慮要素等について主張している。（控訴理由書 20 頁から 29 頁まで）

しかしながら、いずれも控訴人ら独自の見解であって失当であるほか、控訴人らの主張に理由がないことは、被控訴人ら準備書面（1）3 頁から 5 頁までで主張したとおりであり、本件に適用されるべき 1 日校長事件の判例の判断基準に照らせば、利水を目的として県が本件ダムの建設費用を負担する財務会計上の行為に違法性がないことは明らかであり、控訴人らの主張が失当であり、その主張に理由がないことは被控訴人ら準備書面（1）の 3 頁から 5 頁で主張したとおりである。

第2部 利水上の不要性 一本件ダムは、埼玉県にとって利水上の必要性がないので負担金の支出は違法である。（各論）— 【（控訴理由書 30 頁），控訴人ら準備書面（5）（6）に対するものも含めて反論】

第1 埼玉県の水需要予測について

1 原判決の埼玉県の水需要予測の合理性に関する判断について

原判決は、平成 15 年水需要予測について、①今後の経済状況や人口の推移

といった他の水需要の減少要因及び増加要因の変化により、長期にわたって増加することができないと断定できないこと、②1人1日当たり最大及び平均の使用量並びに1日最大及び1日平均給水量が平成4年度を境に漸減ないし横這い傾向であるとしても、この点をある程度考慮に入れていること、③安定給水を確保する見地からは、実績値よりも余裕をもった水需要予測を行うことが直ちに不合理になるとはいえないこと、④予測に採用された有収率及び負荷率の各数値は不合理ではないこと、などを判示している。

まずもって考慮されるべきことは、水道は、住民の生活を維持するための最も基本的なライフラインとしての性質を有し、災害時及び事故時の非常時においても、住民生活に著しい支障を及ぼすことがないよう、給水の量的安定性の確保が求められているということである。そのため計画取水量、計画浄水量、計画給水量などの決定に当たっては、各施設で余裕を見込み、これに見合った水利権を確保しておくことが、性質上当然に要請されるべきである。

このようなことを踏まえれば、平成19年度からの埼玉県の総合計画である5か年計画の策定に合わせて見直された将来人口等との整合を図り、平成15年水需要予測と全く同じ適正な予測手法を用いて算出した平成18年水需要予測は、同じように合理性が認められ、裁量権の濫用はないとされたと考えるのが当然である。

2 「埼玉県の平成18年水需要予測の過大性」について

控訴人らは、平成18年水需要予測の過大性を改めて主張している（控訴理由書31頁）。

しかしながら、原判決は、埼玉県において平成18年水需要予測で下方修正せざるを得なくなった平成15年水需要予測につき、合理性を認めており、控訴人らの主張する内容は明らかに不合理なものであり、控訴人らの主張は勝手な推測に基づく持論であり、失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）の

7頁から13頁及び準備書面（5）の2頁から5頁で主張したとおりである。

第2 農業用水転用水利権の安定性に関する判断の誤り等について

1 農業用水転用水利権の安定性に関する重要な事実を踏まえていない不当性について（控訴理由書46頁）

控訴人らは、農業用水転用水利権の安定性に関する判断の誤りについて控訴理由書の45頁から49頁で主張している。

しかしながら、いずれも被控訴人ら準備書面（1）の13頁から18頁で主張したとおり、法の規定を無視した控訴人らの主張は失当である。法的権利性のない状況で、渇水時に水を供給してもらっている状況をいつでも水を受ける権利を有すると勝手に解釈しているにすぎず、八ッ場ダムに参画することにより、権利性を持った水利権が確保できることを理解しようとしないものである。

本来、水利権を有しない者に、水を供給すべき義務が河川管理者にはないのである。

2 水道用水のための地下水の揚水限度量について（控訴理由書52頁）

控訴人らは地下水の揚水限度量を年間平均値と年間最大値を混同する推計式による推計方法は、論理的な過誤があると主張している。

しかしながら、控訴人らの主張は被控訴人ら準備書面（1）の18頁から19頁及び準備書面（7）の3頁から5頁で繰り返し述べているように実情を踏まえていない無責任なものであり、失当である。

3 非かんがい期の渇水についての評価の誤りについて（控訴理由書55頁）

控訴人らは、「抽象的な渇水の可能性から、直ちに非かんがい期の水源確保の必要を導いていること」、また、「水道法第1条の目的にある低廉な水の供給を図ることに反している」と主張する。

しかしながら、控訴人らの主張は、独自な主張であり、失当であることは、被控訴人ら準備書面（1）の19頁から20頁で主張したとおりである。

第3 控訴人ら準備書面（6）に対する反論

控訴人らは未割り当ての水利権が、6.52m³/秒存在していると主張する。

しかしながら、その主張は失当であり、利根川の水利に関するデータを部分的に取り出し、独自の解釈をしているにすぎないことは、被控訴人ら準備書面（1）20頁から21頁で主張したとおりである。

III 治水関係について

第1 受益者負担金の支出が違法ではないこと。

本件については、本準備書面I 4②（7頁）でも既に述べているが、確認のため再度詳しく主張する。

控訴人らの主張がそもそも住民訴訟の目的を逸脱したものであることは、被控訴人ら準備書面（2）1頁から2頁まで等において、繰り返し述べてきているとおりである。

国土交通大臣が決定した負担金の支出に際し、埼玉県には財務会計上の違法性が認められず、また、国土交通省の納付命令も著しく合理性を欠くものではない。また、八ッ場ダム事業により、埼玉県が河川法63条に規定される「著しく利益を受ける」のかどうか、埼玉県には判断する権限がないことについては、被控訴人ら準備書面（2）2頁から3頁までにおいて述べたとおりである。八ッ場ダム事業に係る計画に明白な瑕疵がないことについても、被控訴人ら準備書面（2）3頁から4頁までにおいて述べたとおりである。

よって、被控訴人らには住民訴訟の対象となる財務会計上の義務に反する違法な点はなく、控訴人らの主張は失当なものである。

第2 控訴人らの主張について

本準備書面においても述べたとおり、控訴人らの主張は住民訴訟の目的を理解しないもので失当であり、利根川の治水対策は、埼玉県が独自に行うべきものではなく、河川管理者かつ八ッ場ダムの建設主体である国が所管する事項である。ただ、本件訴訟の進行に鑑み、必要かつ可能な範囲において控訴人らの理解の誤りを指摘することとする。

1 利根川における治水計画について

控訴人らは控訴人ら準備書面（10）（11）等において、国土交通省の定めた利根川の基本高水について、科学性のない流出計算モデルに基づいた過大な流量であると主張する。

これらの主張に対し、国土交通省の定めた利根川の基本高水の意味、算出方法については、被控訴人ら準備書面（2）3頁から7頁までにおいて述べたところである。また、国土交通省の定めた基本高水の妥当性については、被控訴人ら準備書面（2）7頁から9頁まで及び準備書面（6）13頁から17頁までにおいて述べたとおりである。

なお、国土交通省関東地方整備局は、「利根川水系河川整備基本方針（乙131号証）」に沿った段階的な中期的な計画である河川整備計画の策定作業を進めてきたが、学識経験を有する者、関係住民等及び関係都県知事からの意見聴取など河川法が規定するプロセスを経て（乙第188号証）、平成25年5月15日に、八ッ場ダム建設事業について明記された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」（以下「整備計画」という。）が策定され公表された（乙第189-1号証及び同189-2号証<54頁・61頁>）。

整備計画は、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」を踏まえた内容となっており（準備書面（2）14頁から17頁まで参照），①計画対象期間を概ね30年間とする②氾濫域には、人口と資産が高度に集積していることから、目指す安全の水準は、相対的に全国の他の河川より高い年超過確率1/70から1/80とする。③その水準に相当する目標流量を八斗島地点において17,000m³/秒

とし、このうち河道では $14,000\text{m}^3/\text{秒}$ 程度を安全に流下させ、 $3,000\text{m}^3/\text{秒}$ 程度については八ッ場ダムを含めた洪水調節施設で調節することとしている。

すなわち、整備計画でも八ッ場ダムは早期に完成させる必要がある事業と位置づけられている。

2 八ッ場ダムの必要性について

控訴人らは控訴人ら準備書面（7）において、八ッ場ダムの治水効果は下流に行くほど顕著に減衰し、埼玉県における洪水調節効果が不明であると主張する。

八ッ場ダムは、被控訴人ら準備書面（2）9頁から11頁まで及び23頁から24頁において述べたとおり、利根川上流域の約4分の1を占める吾妻川流域には洪水調節機能を持つ大規模なダムがない状況であり、集水面積 708km^2 及び洪水調節容量 $6,500\text{万m}^3$ は利根川上流既設6ダムと比べても最大であることから、利根川水系の治水対策上、重要な役割を果たすものである。

また、八ッ場ダムが埼玉県にとって必要不可欠な施設であることについては、被控訴人ら準備書面（2）20頁から23頁までにおいて述べたとおりである。

3 八ッ場ダム事業の妥当性について

控訴人らは控訴人ら準備書面（7）において、国土交通省により行われた八ッ場ダム事業の検証は、八ッ場ダム計画を策定する前の段階で本来は真摯になされるべきであり、その場合は八ッ場ダム整備案がそもそも選択されなかつたと主張する。

このことについて、八ッ場ダム事業の妥当性に係る検証の経緯及びその結果は、被控訴人ら準備書面（2）11頁から20頁までにおいて詳述したとおりである。

すなわち、国土交通省では検証にあたり、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が作成した「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」（乙第148号証）に則り、各治水対策案の完成にかかる費用をはじめ各評価指標に基づき複数案を比較検討し、結果八ッ場ダム事業の妥当性を立証している。

このように、八ッ場ダム事業の妥当性は、適切な検証手法により立証されていることから、八ッ場ダム整備案がそもそも選択されなかつたという控訴人らの主張は何ら根拠を持つものでなく失当である。

4 費用便益比算定について

控訴人らは控訴人ら準備書面（8）において、国土交通省が費用便益比算定について、氾濫計算の洪水流量想定値を過大に設定するものである等と、その問題点について主張する。

しかし、国土交通省では治水事業の経済的な便益や費用対効果を計測することを目的とした治水経済調査マニュアル（案）（乙第190号証）を策定し、同マニュアル（案）に基づき八ッ場ダムにおける洪水調節の便益計算を実施している。このマニュアル（案）は、治水事業の諸効果のうち、経済的に評価できる項目を治水事業の「便益」として把握し、一方で治水事業を実施するための費用及び維持管理に要する費用を治水事業の「費用」として算定するものである。治水事業の「費用」と「便益」を比較することで、当該事業の経済性の評価を実施できることとなる。具体的には、河川・ダム事業の新規事業採択時評価及び再評価等において、国土交通省は本マニュアル（案）を適用している。

八ッ場ダムの費用便益比算定についても、本マニュアル（案）に基づき適切に実施されており、その検証結果についてはなんら問題がないものとして、埼玉県としても認識している。

なお、国土交通省関東地方整備局は、費用対効果の分析や、関係都県の意見聴取などを改めて行い、平成25年12月9日に関東地方整備局事業評価監視委員会を開催し、八ッ場ダム建設事業の継続が了承された（乙第191-1号証、同191-2号証）。

5 首都圏氾濫区域堤防強化対策について

控訴人らは、控訴人ら準備書面（7）において現在「首都圏氾濫区域堤防強化対策」が巨額の費用を投じて進められていることにも言及し、その対策が完了すれば、利根川水系における堤防破堤の危険性がほぼ皆無になるため、八ッ場ダムは無用の施設であるとも主張する。

利根川の上流から中流部及び江戸川の右岸堤防がひとたび決壊すれば、その氾濫が埼玉県東部はおろか東京都東部にまで達し、首都圏は壊滅的な被害を受けるおそれがある。また、近年の出水においても漏水が発生するなど、利根川における堤防の安全性は十分とはいえない状況である。

「首都圏氾濫区域堤防強化対策」とは、こういった状況を踏まえ、堤防が決壊した場合に東京の都心を含む首都圏にまで氾濫水が到達する可能性がある区間の堤防（延長約70km）のうち、浸透による安全性が不足している区間について、堤防の構造物としての信頼性を向上させることを目的として、堤防拡幅による堤防強化を実施するものである。（乙第192号証）。

すなわち、堤防強化対策は、構造物としての信頼性を質的に向上させるための対策であり、河道への洪水流量を減らすという、ダム等による洪水調節とは根本的に性質を異にするものであり、両対策が相まって治水の安全性が図られるものであり、八ッ場ダム事業の必要性に関連して議論されるべきものではない。

第3 小括

被控訴人ら準備書面（2）24頁から25頁までにおいても述べたとおり、利根川が一度氾濫を起こせば、日本の社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、堤防の決壊は絶対に発生させてはならないものである。社会条件や自然条件の変化を踏まえ、八ッ場ダムは一刻も早く完成されることが、埼玉県の治水対策上望まれるものである。

IV ダムサイト危険性、地すべり危険性及び環境関係について

第1 はじめに

本件ダムは、①河川管理者である建設大臣（当時）が定めた「利根川水系工事実施基本計画」（乙第8号証。河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）附則第2条の規定により、河川法第16条1項の「河川整備基本方針」及び同法第16条の2第1項の「河川整備計画」とみなされる。）及び②水資源開発促進法第4条の規定に基づき、内閣総理大臣が決定した「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（乙第41号証）に位置づけられ、かつ、③特定多目的ダム法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣が建設に関する基本計画（乙第6号証）を作成しているダムである。

控訴人らは、本件ダムについてダムサイトの危険性、地すべりの危険及び環境関係の調査が不十分であるとして種々主張するが、いずれも本件ダムを建設し、維持、管理する国が検討し、対処すべき問題であり、受益者の一員にすぎない埼玉県にはそれに関する権限も義務もない。控訴人らの主張の実質は、国が行った本件ダムの建設に係る計画等の不当をいうものであり、住民訴訟の形を借りて国が実施する本件ダムの建設の差止めを意図するものであって、地方公共団体における適正な財務会計処理の保障を目的とした住民訴訟制度の目的を逸脱するものであり、失当である。（同旨、名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決（乙第159号証、15頁）。

同判決は、控訴審名古屋高等裁判所平成14年2月28日判決において維持され（乙第160号証）、上告審最高裁判所平成15年3月18日決定では認されている（乙第161号証）。

したがって、被控訴人らとしては、上記の控訴人らの各主張について認否、反論する立場はないのであるが、本件訴訟の進行に鑑み、ダムサイトの危険性、地すべりの危険性について、公表されている資料（そのほとんどは証拠として提出されている。）に基づいて控訴人らの理解の誤りを指摘することとする。

第2 ダムサイトの危険性について

控訴人らは、本件ダムのダムサイトについて岩盤の脆弱性、危険性等について縷々主張する（控訴理由書163頁から179頁まで）が、これらの主張に理由のないことは、被控訴人ら準備書面（3）（3頁から16頁まで）、被告ら最終準備書面（87頁及び88頁）において主張したとおりである。

第3 地すべり危険性について

控訴人らは、控訴理由書において、安全性が確認できていないダム計画は、危険極まりないダムを建設しようとする計画に他ならず、このような危険なダム計画に、埼玉県が税金を支出することが違法であることは、あまりに明らかであると主張する（控訴理由書181頁22行目ないし25行目）。これらの主張に理由のないことは、被控訴人ら準備書面（3）（16頁から18頁まで）、準備書面（6）（1頁から7頁まで）被告ら最終準備書面（88頁及び89頁）において主張したとおりである。

第4 環境関係の調査が不十分だとする点について

この点については、その主張自体失当であることから、その様な主張に対し反論する必要はないし、その意図もない。（被控訴人ら準備書面（3）（18頁））、（最終準備書面89頁から90頁まで）。

なお、環境関係については、控訴人らの主張について論すべき資料を持ち合っていないし、その主張自体失当であることは前記のとおりである（原判決の理解もこれと同じであると思われる。）ので、反論する意図はない。

以上